

令和 7 年度名古屋市国民健康保険料計算例

計算例の均等割額と所得割額の料率

内訳	均等割額	所得割額の料率
医療分	49,728 円	0.0877
支援金分	15,715 円	0.0260
介護分 (40 歳～64 歳のみ)	15,906 円	0.0227

※計算手順や端数処理については一部簡略化して記載しています。

モデルケース 1 (20 歳の単身世帯)

世帯主(給与収入 85 万円(給与所得 30 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：30 万円(所得)－43 万円<0→0 円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：30 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：0 円(A)
- 医療分・均等割額：49,728 円×1 人=49,728 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,728 円×0.7=34,810 円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000 円(D)
- 支援金分・所得割額：0 円(E)
- 支援金分・均等割額：15,715 円×1 人=15,715 円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,715 円×0.7=11,001 円(G)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)=17,620 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 2 (68 歳の単身世帯)

世帯主(年金収入 160 万円(年金所得 50 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：50 万円(所得)－43 万円=7 万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：35 万円

※前年 12 月 31 日時点で 65 歳以上の人の公的年金等に係る所得は、15 万円を控除した後の金額で所得基準による減額の判定を行います。

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：7万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877=6,139円(A)
- 医療分・均等割額：49,728円×1人=49,728円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,728円×0.7=34,810円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000円(D)
- 支援金分・所得割額：7万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260=1,820円(E)
- 支援金分・均等割額：15,715円×1人=15,715円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,715円×0.7=11,001円(G)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)=25,580円

(医療分、支援金分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース3(51歳の単身世帯)

世帯主(給与収入360万円(給与所得244万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：244万円(所得)－43万円=201万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：201万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877=176,277円(A)
- 医療分・均等割額：49,728円×1人=49,728円(B)
- 支援金分・所得割額：201万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260=52,260円(C)
- 支援金分・均等割額：15,715円×1人=15,715円(D)
- 介護分・所得割額：201万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0227=45,627円(E)
- 介護分・均等割額：15,906円×1人=15,906円(F)

国民健康保険料：(A+B)+(C+D)+(E+F)=355,500円

(医療分、支援金分、介護分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース4(45歳世帯主・38歳配偶者)

世帯主(給与収入400万円(給与所得276万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族1名有り、配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276万円(所得)－43万円=233万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33万円)×1人=125万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877=204,341円(A)
- 医療分・均等割額：49,728円×2人=99,456円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0877=109,625円(C)

- 支援金分・所得割額：233 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260=60,580 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,715 円×2 人=31,430 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0260=32,500 円(F)
- 介護分・所得割額：233 万円(世帯主(40 歳から 64 歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0227=52,891 円(G)
- 介護分・均等割額：15,906 円×1 人(40 歳から 64 歳の加入者)=15,906 円(H)
- 介護分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主(40 歳から 64 歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0227=28,375 円(I)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H-I)=294,100 円

(医療分、支援金分、介護分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 5(世帯主 25 歳・配偶者 22 歳)

世帯主(給与収入 200 万円(給与所得 132 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族 1 名(障害者控除の対象)有り、配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)有り・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：132 万円(所得)－43 万円=89 万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：132 万円

3. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象である扶養家族(86 万円)×1 人=86 万円

※配偶者は「障害者控除(本人)有り」だが、個人ごとに算出した配偶者の所得割額が 0 円のため、所得割額の独自控除の計算対象外

4. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：89 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877=78,053 円(A)
- 医療分・均等割額：49,728 円×2 人=99,456 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,728 円×0.2×2=19,892 円(C)
- 医療分・所得割額の独自控除：86 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0877=75,422 円(D)
- 均等割額の独自控除：2,000 円×2 人=4,000 円(E)
- 支援金分・所得割額：89 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260=23,140 円(F)
- 支援金分・均等割額：15,715 円×2 人=31,430 円(G)
- 支援金分・所得基準による減額：15,715 円×0.2×2=6,286 円(H)
- 支援金分・所得割額の独自控除：86 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0260=22,360 円(I)

国民健康保険料：(A+B-C-D-E)+(F+G-H-I)=104,110 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 6(世帯主 72 歳・配偶者 70 歳)

世帯主(年金収入 300 万円(年金所得 190 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族 1 名有り、配偶者(年金収入 100 万円(年金所得 0 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：190 万円(所得)－43 万円＝147 万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×1 人＝33 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：147 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877＝128,919 円(A)
- 医療分・均等割額：49,728 円×2 人＝99,456 円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0877＝28,941 円(C)
- 支援金分・所得割額：147 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260＝38,220 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,715 円×2 人＝31,430 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0260＝8,580 円(F)

国民健康保険料：(A+B－C)＋(D+E－F)＝260,500 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 7(世帯主 73 歳・配偶者 69 歳)

世帯主(年金収入 320 万円(年金所得 210 万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族 1 名有り、配偶者(年金収入 140 万円(年金所得 30 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：210 万円(所得)－43 万円＝167 万円
- 配偶者：30 万円(所得)－43 万円<0→0 円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92 万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×1 人＝125 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：167 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877＝146,459 円(A)
- 医療分・均等割額：49,728 円×2 人＝99,456 円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0877＝109,625 円(C)
- 支援金分・所得割額：167 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260＝43,420 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,715 円×2 人＝31,430 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0260＝32,500 円(F)

国民健康保険料：(A+B－C)＋(D+E－F)＝178,640 円(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 8(世帯主 38 歳・子 10 歳・子 5 歳(未就学児))

世帯主(給与収入 300 万円(給与所得 202 万円))・寡婦控除有り・扶養家族 2 名有り、子(二人とも収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：202 万円(所得)－43 万円＝159 万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：202 万円

3. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：寡婦控除有り(92 万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×2 人＝158 万円

4. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：159 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877＝139,443 円(A)
- 医療分・均等割額：49,728 円×3 人＝149,184 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,728 円×0.2×3 人＝29,838 円(C)
- 医療分・子ども減額額：(49,728 円－9,946 円(未就学児の加入者に係る医療分・所得基準による減額額))×0.5×1 人(未就学児の加入者)＝19,891 円(D)
- 医療分・所得割額の独自控除：158 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0877＝138,566 円(E)
- 均等割額の独自控除：2,000 円×3 人＝6,000 円(F)
- 支援金分・所得割額：159 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260＝41,340 円(G)
- 支援金分・均等割額：15,715 円×3 人＝47,145 円(H)
- 支援金分・所得基準による減額：15,715 円×0.2×3 人＝9,429 円(I)
- 支援金分・子ども減額額：(15,715 円－3,143 円(未就学児の加入者に係る支援金分・所得基準による減額額))×0.5×1 人(未就学児の加入者)＝6,286 円(J)
- 支援金分・所得割額の独自控除：158 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0260＝41,080 円(K)

国民健康保険料：(A+B－C－D－E－F)＋(G+H－I－J－K)＝126,020 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 9(世帯主 45 歳・配偶者 42 歳・子 12 歳)

世帯主(事業所得 276 万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族 1 名有り、配偶者(給与収入 380 万円(給与所得 260 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し、子(収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276 万円(所得)－43 万円＝233 万円
- 配偶者：260 万円(所得)－43 万円＝217 万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族×1 人＝33 万円
- 配偶者：0 円(該当する独自控除はなし)

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877+217万円(配偶者の基礎となる所得額)×0.0877=394,650円(A)
- 医療分・均等割額：49,728円×3人=149,184円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0877=28,941円(C)
- 支援金分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260+217万円(配偶者の基礎となる所得額)×0.0260=117,000円(D)
- 支援金分・均等割額：15,715円×3人=47,145円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0260=8,580円(F)
- 介護分・所得割額：233万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0227+217万円(配偶者(40歳から64歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0227=102,150円(G)
- 介護分・均等割額：15,906円×2人(40歳から64歳の加入者)=31,812円(H)
- 介護分・所得割額の独自控除：33万円((世帯主(40歳から64歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0227=7,491円(I)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H-I)=796,920円

(医療分、支援金分、介護分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース 10(38歳の単身世帯)

世帯主(上場株式等の課税譲渡所得(申告分離課税)200万円・上場株式等の譲渡損失による繰越控除100万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：200万円(所得)－100万円(繰越控除)－43万円=57万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0877=49,989円(A)
- 医療分・均等割額：49,728円×1人=49,728円(B)
- 支援金分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0260=14,820円(C)
- 支援金分・均等割額：15,715円×1人=15,715円(D)

国民健康保険料：(A+B)+(C+D)=130,240円(医療分、支援金分それぞれ10円未満切捨て後に合算)